明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令（厚生労働五）　一
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業一）　二
○計量法施行規則の一部を改正する省令（同二）　三
○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（同三）　一四
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委一）　一七
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同二）　一七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務九）　一七
○特定計量器検定検査規則第二十条の規定に基づく校正用装置の基準についてを廃止する件（経済産業三）　二〇
〔官庁報告〕
官庁事項
指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示（経済産業省）　二二
財　政
平成二十八年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　二三
国家試験
平成二十八年度ＩＴパスポート試験（経済産業省）　二五
平成二十八年度春期情報処理技術者試験（同）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十七年度マンション管理士試験合格者、農業会議組織変更（北海道、宮城県、広島県）関係　六〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　六四
会社その他
会社決算公告　六七

省　令

○厚生労働省令第五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、附則第十一条及び附則第十二条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第百五十一条、第百五十二条、第百五十三条、附則第九条及び第十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条、第三十五条、第三十八条、第三十九条、第百二十条、第百二十一条、附則第十三条の六から附則第十三条の九まで、附則第十四条の九及び附則第十四条の十の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第一条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「介護保険算定省令」という。）の一部を次のように改正する。

附則第五条を附則第十三条とし、附則第四条の次に次の八条を加える。

（補正後第二号被保険者の見込数の算定方法）

第五条　法附則第十一条第一項に規定する平成二十八年度以後の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数（次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。）は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度以後の当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案して年度ごとに厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

ロ　法附則第十一条第三項に規定する政令で定める割合

2　平成二十八年度以後の各年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された被用者保険等保険者及び同日から当該各年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（平成二十八年度以後の各年度における第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法）

第六条　法附則第十一条第二項に規定する平成二十八年度以後の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2　平成二十八年度以後の各年度における医療保険者に係る第二号被保険者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる数を乗じて得た数とする。ただし、その数が当該医療保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該医療保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

一　第八条第一項の規定により算定される数

二　平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案して年度ごとに厚生労働大臣が定める率